

リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画(案)」の概要

1. 協議申し入れ関係自治体
青森県、むつ市

2. 目的

原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定ならびに原子力災害対策指針等に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的に、原子力事業者が定めているものです。

3. 「原子力事業者防災業務計画(案)」の主な内容

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について
第2章 原子力災害予防対策 の実施	原子力防災体制、防災組織の運営、原子力防災管理者の職務、放射線測定設備・原子力防災資機材の設置と点検・整備、防災教育・訓練の実施、関係機関との連携等について
第3章 緊急事態応急対策等 の実施	緊急事態が発生した場合の通報、退避誘導、モニタリング、医療、拡大防止対策、広報等の応急措置の実施、オフサイトセンターとの連携について
第4章 原子力災害事後対策	緊急事態解除宣言が出された後の復旧対策、広報や環境放射線モニタリング活動のための原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等について
第5章 その他	他の原子力事業所への協力について

4. 協議期間※

平成25年1月25日から

5. 原子力事業者防災業務計画の届出予定日

平成25年3月中

※：原子力災害対策特別措置法施行令第2条に基づき60日間以上の協議期間を確保する。

以上